

相続放棄認知が起点

父の相続債務 3か月以内可能

最高裁初判断

親族が残した債務の相続人になった父親が、相続放棄の期限前に死亡した場合、その子どもはいつまでに相続放棄すれば返済を免れるのか……。そんな論点で争われた訴訟の上告審判決が9日、最高裁判所2小法廷であった。菅野博之裁判長は「子が親族の債務の存在を知った時から3か月以内は放棄できる」とする初判断を示した。

民法は、相続するか放棄するかを選ぶ「熟慮期間」を3か月間と定める。学説では、親が親族の債務などを相続放棄せずに亡くなった場合、子の「熟慮期間」は親の死亡時点から始まる。この考え方が有力だった。だが、最高裁は今回、親の死亡から3年以上たった相続放棄を認めたことになり、今後は、子が気づかぬまま親族の借金を背負わされる事態は減りそうだ。

原告は、新潟県に住む女性。女性の伯父は8000万円の債務を抱えて201

立てられ、競売などを認めないよう求めて提訴した。債権者側は「父親の死から3か月が経過しており、女性の相続放棄は無効だ」と主張したが、同小法廷は「債務の存在を知らなければ、子は承認も放棄もできない」とした上で、「熟慮期間が始まるのは、子が、親族の財産を相続する立場を引き継いだと知った時だ」と指摘。債権者側の上告を棄却し、女性の勝訴が確定した。1審・大阪地裁、2審・大阪高裁とも、相続放棄は有効と判断していた。

親族からの債務の相続放棄を巡る最高裁判決の概要

